安曇野市屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正の概要について

1 改正理由

- ・近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物による事故が発生していること から、国土交通省が定める屋外広告物条例ガイドラインに基づき、屋外広告物の安 全点検を義務付けるため
- ・現在シール形式で発行している許可証について、広告物の形状や設置位置により、 貼り付けができないことが多いことから、書面形式へ変更するため

2 条例の改正内容(資料 1-2 参照)

(1) 安全点検の義務化

5年に1度の許可更新時に、任意で行っていた管理者による安全点検を義務化 し、許可更新申請の添付資料として安全点検報告書の提出を義務付ける。(P7-③)

(2) 許可証の形式変更

許可証をシール形式から書面形式へ変更する。(P5-2)

- (3) その他
 - ・条例で使用する用語の定義を定める。(P1-①)
 - ・許可手数料の位置づけを明確化する。(P10-4)

3 施行規則の改正内容(資料 1-3 参照)

(1) 点検者の要件設定

屋外広告物の安全点検について、点検者に必要な資格を定める。 なお、資格については、長野県屋外広告物条例を参考に、屋外広告士、建築士、 電気工事士、電気主任技術者等とする。(P3-④)

(2) 様式の変更

現在発行しているシール形式の許可証(4.5cm×5.5cm)に代わる許可通知書(A4判)、不許可を通知する際に交付する不許可通知書、安全点検報告書の様式を定める。また、その他様式について、押印廃止を受けて、「印」の字を削除する。(P2-①②、P3-③、P10-⑤)

4 施行期日(予定)

令和5年4月1日

※ 安全点検義務化のみ附則により、令和5年10月1日